相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区正木一丁目一四〇六番地、最後の住所愛知県春日井市柏井町四丁目一二四番地　被相続人　亡　三上　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

名古屋市中区丸の内三丁目六番二七号　E・Sビル七階　あお空法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中根　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市小倉東町一七番、最後の住所大阪府枚方市交北三丁目一番五〇号　被相続人　亡　西村　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル九階

相続財産管理人　渡辺　法之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区新町一丁目二六番地、最後の住所大阪市淀川区木川西二丁目一四番二四号　被相続人　亡　北村　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階樹陽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡川本町大字川内四〇三番地、最後の住所島根県大田市大田町大田イ四五番地三　被相続人　亡　伊藤　章雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

事務所島根県出雲市今市町八六九番地七信和ビル二階

相続財産管理人　弁護士　金山　孝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市東城町受原二九四番地、最後の住所広島県呉市広吉松二丁目四番九号　被相続人　亡　和田　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

事務所広島県呉市西中央五丁目八―二九―二〇一　笹木和義法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西岡　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市中村京町二丁目三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　寺内　常尾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

事務所高知県四万十市右山五月町一四番五号

相続財産管理人　司法書士　黒石　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡岡垣町野間二丁目六〇番地、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町野間二丁目二番八号　被相続人　亡　髙山　秀教

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

北九州市八幡西区樋口町四番一号

相続財産管理人　上村　一朗

平成二十三年四月六日

一、墳墓等所在地　東京都西東京市ひばりが丘四―一六六五本願寺ひばりが丘墓地内真教寺墓地

一、墳墓等の名称　遠藤家

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都西東京市ひばりが丘四―一―一五　真教寺住職　齋藤　信樹

無縁墳墓等改葬公告

平石共同墓地内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年四月六日

一、墳墓等所在地　徳島県徳島市川内町平石若宮二八三番地

二、墳墓等の名称　平石共同墓地

三、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、田村与三郎、米田　豊茂、井上　芳蔵、工藤市太郎、米田　宗蔵

四、改葬を行おうとする者　徳島県徳島市川内町平石若松二二番地　平石共同墓地管理委員会

岡本　芳信

平成二十三年四月六日

事務所鹿児島県曽於郡大崎町菱田三〇九〇番地、事務所鹿児島県曽於郡大崎町假宿一〇九二―九　久徳司法書士事務所

相続財産管理人　久徳　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡牛根村境一一三一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　田中　キノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

鹿児島県曽於郡大崎町菱田三〇九〇番地、事務所鹿児島県曽於郡大崎町假宿一〇九二―九　久徳司法書士事務所

相続財産管理人　久徳　和雄

無縁墳墓等改葬公告

数年間にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年４月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①アサヒオフィスアンドビルサービス株式会社　②東京都知事6⑷9648　③代表取締役　浅田悟　④東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号　アサヒオフィスアンドビルサービス株式会社　代表取締役　浅田悟

①安全建設工業株式会社　②東京都知事(1)84769　③代表取締役　藤井滝雄　④東京都渋谷区代々木一丁目30番３号メイプル代々木702　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区代々木一丁目30番３号メイプル代々木702　安全建設工業株式会社　代表取締役　水野良勝